

# 国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2020年3月10日～12日 ニューヨーク会議（バーチャル参加）

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生 ひまやたけお

## 決定事項の概略

No.	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
6	インフラ資産	論点分析フローチャートの検討	定義、減価償却、予備部材及び撤去費用の会計処理を分析	5
7	遺産	遺産資産の存在、減価償却、及び減損に係るガイダンスを提案されていた	遺産資産の認識、減価償却、減損の取扱いを検討。	7
8	測定	CP に対するコメントを紹介	コメントの詳細分析を紹介	8
9	概念フレームワーク	—	範囲を限定した見直しプロジェクトの概要書を承認	8
10	天然資源	—	プロジェクトの概要書を承認	9
11	リース	プロジェクトの方向性について、次の 3 種類の選択肢が示されていた。 ① プロジェクトを中止 ② IFRS16 に沿った ED を開発 ③ ED64 の方向性を継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>②を採用することが決定</li> <li>プロジェクトを、二つのフェーズに区分して管理する。</li> </ul>	10
12	研究報告第 14 号「発生主義会計への移行」	—	本プロジェクトのフェーズ更新に関して、以下のコメントや助言を取りまとめた。	10
13	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	—	スタッフに対してプロジェクト概要書の修正等を指示した。	11

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注意)

本報告記事は、IPSASB の 2020 年 3 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）のアジェンダ順（上表「No.」）で構成している。したがって、「会計・監査ジャーナル」2020 年 7 月号の掲載記事と本文の構成

は異なる。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings/ipsasb-meeting-28>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。

## 1. 今回会議の概要（アジェンダ1）

### (1) 全般的事項

2020年第1回のIPSASB会議は、2020年3月10日から12日までの3日間にわたり、米国のニューヨークで開催された。当初予定は3月13日までの4日間であったが、現地のCOVID-19の感染拡大を受け、会議中に日程が1日短縮されるという異例の事態となった。

会議には17名のメンバー（韓国ボードメンバーは欠席）に加え、テクニカル・アドバイザー、オブザーバー及び事務局の合計40名程度が参加した。うち3名のボードメンバー、筆者を含め10名弱はオンライン形式による参加であった。

メンバー18名の出身国は、イギリス（3名）、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、フランス、フィリピン、韓国、タンザニア、カナダ、パナマ、ナイジェリア、スリランカ、オーストラリア、米国、ブラジル、スイスである。うち、Ajith Rathayake氏（スリランカ）、Kamira Sanchez Nicosia氏（パナマ出身、ドイツ在住）、Scott Schowalter氏（米国）、Patricia Siqueira Varel氏（ブラジル）の4名は新メンバーである。

今回の会議では、主にリースの新基準開発の方向性が議論された。また、二つの新規プロジェクト、すなわち「IPSASB概念フレームワークの限定的な見直し」及び「天然資源」についてプロジェクト概要書を承認した。

次回会議は、2020年6月中に、オンライン形式で6回に細かく分けて開催される予定である。

### (2) 欧州公会計基準（EPSAS）の開発状況

欧州統計局のJohn Verrinder氏（電話参加）から、EPSASの進捗について以下の報告があった。

- EPSAS版の概念フレームワークとIPSASとの比較作業を開始した
- 報告主体と、EPSAS適用対象とする主体についての検討作業を開始した
- EPSASプロジェクトの進め方について、方法別の影響分析を準備中
- EU加盟国の会計成熟度の分析を実施した結果、2014年から2019年の間に、中央政府と地方政府の双方において会計成熟度は向上したことが判明した

## 2. IFACアップデート（アジェンダ2）

IFACのCEOであるKevin Dancey氏から、モニタリング・グループ（MG）レビューの説明と、MG、IFAC、公益監視委員会（PIOB）が協働して推奨文書を策定中であることが説明された。

続けて、IFACの戦略が今年改訂されること、今後は年次でレビュー・修正されることを説明した。戦略改訂の目玉は、国連の「持続可能な開発目標（SDG）」にIFACの活動を統合させるための継続的なプロセスとして、IFACの良い影響及び専門家の社会に対する影響を測定できるようにする、外部の指標を定めることである。

IFAC 会長はまた、IFAC と ACCA が共同で最近公表した報告書<sup>1</sup> に触れて、公的部門における発主主義情報の効用を強調するとともに、国民の生活に及ぼす正の影響について強調した。実施中の IPSAS 適用の推進支援活動についても説明した。例えば、「インデックス」<sup>2</sup> の 2020 年中の更新、研究報告第 14 号<sup>3</sup>の改訂、IPSASB の研修用資料の改訂などである。

### 3. ガバナンス（アジェンダ 3）

公益委員会（PIC）委員の Jón Blöndal 氏（OECD）が、IPSASB の監視制度について PIC が実施した調査結果のうち数値で表される部分に関する概要報告を行った。文章によるコメントについては分析中であるが、数値は IPSASB のガバナンス制度とそのプロセスについて、肯定的な結果を表していることが報告された。

### 4. 作業計画（アジェンダ 4）

#### (1) 会議初日の検討

IPSASB の事務局長<sup>4</sup>に就任した Ross Smith 氏が、現時点の作業計画の説明を行った。作業計画は、会議の進捗をふまえて、会議最終日（4 日目）に詳細に検討する予定とされた。これまでは作業計画の書類に含めていたプロジェクト別の時間配分資料は、有用性に乏しいとして今回から削除された。

会議が予定よりも 1 日早く 3 月 12 日に終了したため、上記の 4 日目の再検討は結局、実施されなかった。

#### (2) 決定事項

IPSASB は、「測定」「インフラ資産」「遺産資産」の公開草案の承認予定日を、2020 年 12 月に繰り延べることを決定した。各プロジェクトの相互関係を整理し、一連の公開草案として関係者に示す必要があるからである。

IPSASB は、以下をスタッフに指示した。

- 作業計画の表示期間を現行の「戦略及び作業計画」が終了する 2023 年まで延ばすこと。
- 2020 年 6 月に、現中期計画の中間時点で追加提案するプロジェクト候補の検討を開始すること。検討はプロジェクトの候補の選定と、その相対的な作業規模についても行うこと。

### 5. IPSASB のガイダンス：全体像についての議論（アジェンダ 5）

#### (1) 議論の内容

Ross 事務局長は、作業計画に掲載されている各プロジェクトが相互に関連しており、プロジェクトを管理するためにはスタッフをまとめる必要があると述べた。続く議論は、IPSASB やスタッフが作るガイダンスの種類全体像、ガイダンスの種類別に必要な手順、ガイダンスの種類によって異なる強制力（個別 IPSAS のセクション間で強制力が異なる点も含む。）を対象としていた。作業計画の

<sup>1</sup> [Is Cash still King? Maximising the Benefits of Accrual Accounting in the Public Sector](#)

<sup>2</sup> [International Public Sector Financial Accountability Index | IFAC](#)

<sup>3</sup> [Transition to the Accrual Basis of Accounting: Guidance for Governments and Government Entities](#)

<sup>4</sup> The Program and Technical Director

決定プロセスについて、プロジェクトを実施するために設けている手段（IPSASB のデュー・プロセス、ならびにタスクフォースや校正グループなど）と整合させるべく議論した。デュー・プロセスの主な手順についても議論し、基準設定プロセスにおける PIC や CAG の関与、及びそれらとのコミュニケーションが必要であることが強調された。IPSASB の概念フレームワークの重要性や基準設定における利用方法についても、IPSASB の基準設定活動における政府財政統計や IFRS との整合性確保に関する方針とともに議論が行われた。

続いて、インフラ、遺産、測定、概念フレームワークの範囲を限定した更新、の各プロジェクト間における、複雑な相互関係を管理する際の具体的な課題が挙げられた。スタッフは、プロジェクトをどのように統合管理すべきか、及び各プロジェクトの成果物として公開草案（ED）をどのように開発すべきかについて提案を行った。

## (2) 決定事項

次の各 ED の開発に向けて、まとめて対応することに合意した。

- ED 第 XX 号「測定」
- ED 第 XX 号「有形固定資産」（IPSAS 第 17 号の更新）
- ED 第 XX 号「概念フレームワーク 範囲を限定した更新」

## (3) スタッフへの指示

以下の事項をスタッフに指示した。

- 現行プロジェクトでも、IPSAS 第 41 号「金融商品」の構成を参考に、強制力のあるガイダンス（本文、適用指針）と強制力のないガイダンス（結論の根拠、設例、適用ガイダンス）を一体として機能させる。
- 測定、概念フレームワークの範囲を限定した更新、遺産資産、インフラ資産の 4 つのプロジェクトの担当スタッフをまとめ、共通論点の調整を含む各 ED の開発作業を、歩調を合わせて行うこと。
- IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する遺産資産プロジェクトの影響を検討し、修正事項（改訂後の IPSAS 第 17 号や他の ED による修正）にかかる提案を示すこと。
- 測定プロジェクトの担当スタッフが調整担当役となる。共通論点の調整を担い、測定、遺産資産、インフラ資産の三つのタスクフォースの委員長に報告を行うとともに、IPSASB の会議ごとに報告を行う。
- タスクフォースを設置しない小規模プロジェクトについては、特定のボードメンバー（Board member Sponsor）がスタッフと協働し、タスクフォースと同様の役割を担うことが有用かもしれない。
- 強制力のないガイダンスを開発する際に、「適用ガイダンス（IG セクション）」より「設例（IE セクション）」のほうが有用な場合がある。スタッフは、適用ガイダンスと設例が、それぞれどのような場合に適切かを検討する。

## 6. インフラ資産（アジェンダ6）

### (1) 議論の内容

スタッフ及びタスクフォース議長の Marc Wermuth 氏が、インフラ資産の上下に存在する土地の区分、支配、評価に関連するガイダンス案を提示し、インフラ資産に関連する論点を分析するフローチャートを適用して、定義、減価償却、予備部材及び撤去費用の会計処理を分析した。

### (2) 決定事項

以下の事項を決定した。

- インフラ資産の上下の土地は、インフラ資産特有の論点ではなく、一般的な論点である。
- インフラ資産の上下の土地の支配の論点は、「遺産資産」「測定」の2つのプロジェクトや「天然資源」などの今後のプロジェクトにも影響する、共通論点である。
- インフラ資産は有形固定資産であり、インフラ資産の会計処理を行う場合には、IPSAS 第 17 号「有形固定資産」の一般原則を適用すべきである。
- インフラ資産について個別の定義は不要である。
- インフラ資産を一般的な有形固定資産と区別し、結果として特別な会計上の論点をひきおこす具体的な特徴を正確にとらえることが必要である。
- インフラ資産の予備部材及び撤去費用の会計処理について、追加のガイダンスは必要ない。IPSAS 第 17 号の強制力のあるガイダンスが既に存在しており、インフラ資産特有の論点ではなく、一般的な論点だからである。

### (3) スタッフへの指示

以下の事項をスタッフに指示した。

- インフラ資産の上下の土地に関する IPSAS 第 17 号のガイダンスを改訂する。
  - 気候変動のため、土地全ての耐用年数が無限ではなくなっている。例えば、土地が消滅する、又はダメージを受けている場合がある。IPSASB は、定期的な減損レビューの考え方に基づいてガイダンスを開発することを依頼した。
  - IPSAS 第 17 号の開示規定を検討し、土地にどう関連するかを検討する。（インフラ資産の上下の土地について、追加の規定が必要か？）
  - インフラ資産の上下の土地について、IPSAS 第 17 号本文の第 52 項における有形固定資産の種類の一例として含めることを検討する。
  - インフラ資産の上下の土地の論点を分析する際に、リースのガイダンスとの関係を検討する。
- 改訂後のガイダンスの配置はどこが適切かを考える。おそらくは、設例の形が望ましい。
- 「結論の根拠」を改訂して、インフラ資産が有形固定資産であることを明確化するとともに、□インフラ資産を一般的な有形固定資産と区別し、結果として特別な会計上の論点をひきおこす具体的な特徴を明確化する。
- タスクフォースが提案した「長期の耐用年数」及び「全体としてコミュニティーにサービスを提供するために保有する」というインフラ資産の特徴の追加案を削除する。インフラ資産固有

の特徴をとらえていないからである。

- インフラ資産の特徴を開発する際に、以下を検討する。
  - 各国の基準設定主体の現行の財務報告ガイダンス、政府財政統計マニュアル及び国民経済計算などに含まれるガイダンス。
  - インフラ資産が特別なものである唯一の特徴は、ネットワークの仕組みであるということか否か。例えば、道路のネットワーク。
  - 有形固定資産の構成要素の会計処理に関するガイダンスは、インフラ資産について変更または明確化が何か必要か。
  - 現行のインフラ資産の特徴である、性質が固有のものである、移動できない、処分に関する制約、は保持すべきか？
- 特徴に係るガイダンス案及びインフラ資産の例示案の IPSAS 第 17 号における適切な配置を検討する。遺産の特徴に係るガイダンス及び例示とも整合させる。
- インフラ資産の例示を更新し、改訂した特徴とリンクさせる。
- インフラ資産の特徴や事例の修正が、IPSAS 第 17 号の開示規定に及ぼす影響を考慮する。
- IPSAS 第 41 号の「テンプレート」に基づき、追加的なガイダンス案は（原則の適用を「適用ガイダンス（IG）」よりも適切に表すので）設例（IE）の形式をとるべきか、再検討する。
- 他のインフラ資産の論点を検討したうえで、インフラ資産の特徴と事例を再考する。
- スタッフへの支援を厚くするために、タスクフォースの委員を増やすことを検討する。
- IPSASB は、更新会計（renewal accounting）は限られた状況下では適切であると認めている。例えば、インフラ資産が長期の耐用年数を有し（かつ、現在価値モデルを使用して測定される）、有形固定資産の状態とサービス提供能力はメンテナンスによって継続的に更新されている場合である。したがって、更新会計アプローチのさらなる検討を行うべきであり、IPSAS 第 17 号のガイダンスを修正又は追加するべきか、を検討することになる。IPSASB の議長によるインプットを受けて実施する。
- IPSASB の 6 月会議でレビュー対象とした「結論の根拠」の草稿は、インフラ資産の予備部材の会計処理について追加ガイダンスは不要である、と述べていた。なぜならば、当該論点には十分に権威のあるガイダンスが存在しており、よってインフラ資産特有の論点ではなく、一般的な論点だからである。
- 6 月会議で承認対象となった「結論の根拠」の草稿は、インフラ資産の撤去コストの会計処理には追加ガイダンスは不要である、と述べていた。なぜならば、十分に権威のあるガイダンスが IPSAS 第 17 号及び IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に存在しており、これはインフラ資産特有の論点ではなく、一般的な論点だからである。
- 中期の作業計画コンサルテーション文書に載せる、将来のプロジェクト候補のリストを開発するに当たり、
  - IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」のガイダンスを、IASB と整合させるための将来の改善プロジェクトに含めることを検討する。
  - 将来の義務に係る会計は、財務報告の境界線を超えるものである。なぜならば、債務発生事象はまだ生じておらず、負債が認識できないからである。この論点は、テーマ C（広範

な財務報告ニーズを満たすガイダンスを開発する。)に基づく、中期作業計画コンサルテーションの開発を通じて検討する。

## 7. 遺産資産（アジェンダ7）

### (1) 議論の内容

遺産資産（遺産）タスクフォースの委員長である Bernard Schatz 氏、及びスタッフは、遺産資産の存在、減価償却、及び減損に係るガイダンスを提案した。

### (2) 決定事項

以下の事項を決定した。

- 有形固定資産の定義を満たす遺産項目は、IPSAS 第 17 号の認識規準を満たしたときに資産に認識すべきである。
- 2019 年 6 月時点の、暫定的な決定（個別の遺産の基準を作らない、遺産資産を定義しない、事業用／非事業用アプローチは進めない）を再確認した。
- IPSAS 第 17 号の減価償却規定は遺産資産に適用される。ただし、遺産資産の特徴や、適用した保存方法に基づく特定の状況によっては、減価償却費はゼロになり得る。このアプローチを適用する場合、定期的な減損レビューを条件とする必要があるだろう。
- 遺産資産は、減損する可能性があり、通常減損レビューの対象とすべきである。

### (3) スタッフへの指示

以下の事項をスタッフに指示した。

- 遺産プロジェクトの工程表を「見え消し版」で IPSASB に提出して承認を受ける。
- 定義と説明の論点に関して、遺産とインフラの共通ペーパーを作成して次の事項を含める。  
(a)基準本文か、又は他の権威あるガイダンスにすべきか、(b)遺産／インフラをどのように特定したかを主体が開示することの必要性
- 現行 IPSAS 第 17 号では遺産を範囲から除いている。その条項を削除する文案を作成する。
- 「遺産目的」及び「遺産以外の目的」で資産を保有することの論点、ならびに、遺産の論点は測定論点であり認識論点ではないかどうかの論点を、更に探求する。
- IPSAS 第 17 号の「結論の根拠」の文書を起草し、遺産項目は有形固定資産の内訳項目であり、資産の認識規準に照らして評価すべきであるという IPSASB の決定や、他の上述の決定を説明する。
- 遺産項目は次の(a)~(c)に当てはまるときには資源か、という設例を開発する。(a)一般向けに公表されていない、(b)主体の目的に貢献しない、及び／又は、(c)主体の視点では資源ではないので資産ではない。
- 「結論の根拠」の文章を起草し、遺産項目は（将来の保存及び／又はメンテナンスに係る）負債を生じないことを説明し、(IPSAS 第 17 号及び第 18 号における) 配置を検討する。
- 概念フレームワークに従って、IPSAS 第 17 号における支配を扱う一般的な本文及び適用指針を開発する。

- 支配にかかる設例を修正し、制限の存在を扱い、主体が遺産項目を処分できるかどうかに関する様々な状況を扱う設例を含む追加の例を開発する。
- 規準を扱う文書を修正し、特定の遺産資産がゼロ償却となる状況を明確にする（IPSAS 第 17 号の本文及び関連するガイダンス）。
- 減損ガイダンスの具体案を示す。その案には、IPSAS 第 17 号及び／又は減損 IPSAS（第 21 号及び第 26 号）に及ぼす影響を含める。
- インフラ資産と同様のアプローチを適用して、遺産項目の減価償却に係る文案を起草する。

## 8. 測定（アジェンダ 8）

### (1) 議論の内容

測定タスクフォースの委員長である David Watkins 氏、及びスタッフは、測定コンサルテーション文書へ寄せられたコメントの詳細分析を紹介した。

### (2) 指示事項

スタッフに以下の事項を指示した。

- 推奨された案に基づいて「予備的見解」及び「特別に検討を要する事項」を作成する。
- IPSAS 第 5 号「借入コスト」の「結論の根拠」で、借入コストと取引コストを区別する。
- 議案書で提案された適用指針の代わりに、「適格資産」及び「直接帰属する」の 2 点を明確にして、「設例」及び「適用ガイダンス」を開発する。
- ガイダンスの集約の影響を検討するために、歴史的原価について以下を示す文書を作成する。
  - 適用指針のソース
  - 歴史的原価を適用できるところ
  - 現行ガイダンスとの差異、及び当該差異は保持する必要があるかどうか。

## 9. 概念フレームワーク：範囲を限定した見直し（アジェンダ 9）

### (1) 議論の内容

スタッフは、概念フレームワークの限定的な見直しについて、プロジェクト概要書の草稿に基づいて説明した。

### (2) 決定事項

プロジェクト概要書を承認した。ただし、草稿について、測定を重視し過ぎている点を直すとともに、主要論点 # 2 の用語について履行原価（cost to fulfilment）を履行価値（fulfilment value）に変更するなど、校正を含めた変更を加えることを条件とする。

### (3) 指示事項

スタッフに以下の事項を指示した。

- IPSASB のフレームワークと IASB のフレームワークについてハイレベルの比較を行う。



- IPSASB のメンバーを、プロジェクトのスポンサー（5を参照）として指名する。
- 公開草案の適切な数と公表時期を検討する。その際には、予想スタッフ数、IPSASB の時間的余裕、進捗、測定関連プロジェクトとの協力の必要性、利害関係者の関心・負荷を考慮する。
- このプロジェクトは範囲を限定していることを正しく伝える。

## 10. 天然資源（アジェンダ 10）

### (1) 議論の内容

天然資源タスクフォースの委員長である Lindy Bodewig 氏、及びスタッフは、天然資源のプロジェクト概要書を説明した。

### (2) 決定事項

以下の事項を決定した。

- 天然資源のプロジェクト概要書を承認した。ただし、後述するスタッフへの指示事項を条件とする。
- プロジェクトの初期段階では天然資源を定義せず、まずは範囲に焦点を当てる。幅広い説明は後の段階で開発可能である。

### (3) 指示事項

スタッフに以下の事項を指示した。

- プロジェクト概要書の記載事項について
  - コンサルテーション文書（CP）で扱う論点を修正し、鉱物資源、生物資源、及び水を検討することとする。
  - CP では、生物資源の支配について検討することを明確化した。
  - CP では、土地を検討することを明確化した。ただし、会計処理は法域特有の事実と状況によることに留意する。
  - CP では、本プロジェクトの今後のフェーズで扱うトピックの順序について、関係者のフィードバックを求めることに留意する。
  - フェーズ 2 では、鉱物資源を扱う ED に焦点を当てることを明確化する。ただし、CP に対する関係者からのフィードバックが賛成であることが前提となる。
  - ガイダンスの開発に関するフローチャートを削除する。
  - プロジェクト予定表を修正し、上記の指示を取り入れるとともに、まだ暫定的なものであることを強調した。CP に対する関係者からのフィードバックによって変更となる可能性がある。
- 天然資源プロジェクトの枠外で、気候変動及び「持続可能な開発目標（SDGs）」についてスタッフによる Q&A 文書を開発し、IPSASB の既存の文書（推奨実務ガイドライン及び IPSAS）への参照を行う。

## 11. リース（アジェンダ 11）

### (1) 議論の内容

スタッフは、リースに関する論点ペーパーを説明した。当該ペーパーには、リースのプロジェクトの方向性について、次の3種類の選択肢が示されていた。

- ① IPSAS 第 13 号「リース」を保持し、プロジェクトを中止する。
- ② プロジェクトを継続し、借手・貸手ともに IFRS 第 16 号に沿った ED を開発する。
- ③ ED 第 64 号に基づくプロジェクトを継続する。

### (2) 決定事項

以下の事項を決定した。

- 論点ペーパー11.2.4のスタッフの推奨に同意し、2019年12月会議の議論に基づいて作成したIFRSの変化形（借手・貸手ともリスク経済価値モデル。上記①~③には含まれない。）は採用しないこととする。
- プロジェクトの方向性について非公式の投票を実施した。最初の投票で、選択肢①（IPSAS第13号を保持）を却下した。残った選択肢②③を検討した上で、2回目の投票を行った結果、選択肢②（IFRS第16号と同様）を採用することが決定された。
- リースのプロジェクトを以下の二つのフェーズに区分して管理する。
  - フェーズ1：借手と貸手の双方に関する一般的なリース会計モデルを扱う。
  - フェーズ2：公的部門特有の論点を扱う。コンセッションナリー・リース、アクセス権、公的部門における他の種類の取決めを含めるかどうか、である。
- リースのプロジェクトを継続し、借手と貸手の双方ともにIFRS第16号に整合させる、フェーズ1のEDを開発する。
- フェーズ1のEDでは、公的部門特有の論点について情報提供を求める。

### (3) 指示事項

スタッフに以下の事項を指示した。

- 2020年6月会議に備えて、プロジェクトの方向性に関するボードの議論と決定事項、ならびにIPSASBの決定事項について外部の意見を聞く計画を「結論の根拠」案として起草する。
- IFRS第16号に沿った公開草案の草稿を、検討すべき主要な論点を強調した付属文書とともに開発する。
- 「情報提供の要請」に関する当初案とともに、目次と質問の当初案を開発する。これには、IFRS第16号のリースの定義を遵守することについて、公的部門特有の論点（アクセス権、コンセッションナリー・リースなど）をどう考えるかを含める。

## 12. 研究報告第14号「発生主義会計への移行」（アジェンダ12）

### (1) 背景説明

研究報告第14号「発生主義会計への移行—政府及び政府機関へのガイダンス」は、強制力がない

文書で、IPSASB の公式文書でもない。しかし、発生主義情報の便益を向上させるだけでなく、IPSAS 適用の促進にも重要な役割を果たしている（「IPSASB の戦略及び作業計画 2019-2023」のテーマ D 及びテーマ E に整合）。IFAC は、IPSAS 適用を支援するために、研究報告第 14 号の更新プロジェクトを実施している。本プロジェクトの第 1 フェーズは、イギリス公共財務会計勅許協会（CIPFA）と IFAC が共同で実施し、研究報告第 14 号の更新プロジェクトの範囲と作業計画を定めた「プロジェクト概要書」を開発した。IPSASB は、プロジェクト概要書の提案の妥当性について、その分野に関する IPSAS のガイダンスとボードの経験を踏まえて助言を行った。

## (2) 議論の内容

議長は、このプロジェクトに関与すると、CIPFA 役員としての立場と利益相反が生じると述べた。副議長はオンライン参加であったので、このセッションは事務局長が議長を進めた。議論を通じて、IPSASB は本プロジェクトのフェーズ更新に関して、以下のコメントや助言を行った。

- コミュニケーションの重要性。一部のボードメンバーは、現行の研究報告第 14 号を適用している国が少ないのは、その宣伝が足りないからであると感じており、コミュニケーションを改善することにより、新しい成果物の利用増加が見込まれると助言した。
- 各国の基準設定主体による関与の必要性。各国の基準設定主体とは、2019 年 6 月に行われたカナダのナイアガラ・オン・ザ・レイクのフォーラムで会しており、次回フォーラムでも再開することになるだろう。
- 様々な利用者の様々なニーズ。IPSASB は、インタラクティブなウェブポータルを分野別に作ることで、様々な利用者向けに文書の活用を呼び掛けられると考えた。
- 研究報告第 14 号は IPSAS 第 33 号とリンクしていること。更新後の研究報告第 14 号と IPSAS 第 33 号の間で整合性を確保する必要性もある。ただし、更新作業は将来の課題になりそう。

## 13. 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 — 公的部門における会計（アジェンダ 13）

### (1) 議論の内容

IPSASB は、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に対応する IPSAS を開発することを支持した。「戦略及び作業計画 2019-2023」のテーマ B「IFRS との整合性の維持」に沿った、小ぶりのプロジェクトの一つとして行うものである。

### (2) 指示事項

スタッフに以下の事項を指示した。

- 測定タスクフォースと協力し、「売却目的で保有する非流動資産」に最も適切な測定基礎を検討する。
- IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」と、他の公的部門の主体に移転する予定の非流動資産との関係を扱う文書を開発する（この論点に関する IPSAS 第 40 号のガイダンスに、正しくリファアーする。）
- 非流動資産が売却目的となってから当期余剰に変わるまでの時点を決定する、公的部門特有

の要因を扱う文書を開発する。

- 2020年6月のCAG会議で、プロジェクト概要書について議論する。
- 修正したプロジェクト概要書を、2020年6月会議でボードの承認を受けるように回付する。
- プロジェクトの表題を、公的部門特有の論点を念頭において検討する。例えば、「処分 (disposal) 目的で保有する資産」などの案が考えられる。
- プロジェクト概要書から、ガイダンスの開発用のフローチャートを削除する。

#### **14. IPSASB/IMF/EUROSTAT 共同ワークショップ – 5月20日~21日**

会議日程が短縮され、3月13日(金)に予定されていた4日目は中止となった。よってこの議題は、3月12日(木)に議論された。議長と事務局長は、このイベントに関するIMF及びEUROSTATとの議論を概説するとともに、国民経済計算(SNA)の新版のレビュープロセスが始まりつつある今の時点で、IPSASと統計ガイダンスとの整合性を強化できる分野についての対話を始めることの重要性を説明した。

以 上